第五十四条の十二第二項中「本条」を「この条」に改める。

第五十四条の十七第一項第一号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第五十四条の四十八の三の見出し中「第六百九条第六項」を「第六百九条第七項」に改め、同条中「第六百九条第六項に規定する申告書の提出期限」を「第六百九条第七項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第六百九条第六項」を「第六百九条第七項」に、「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第五十四条の四十九を次のように改める。

（特別土地保有税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第五十四条の四十九　法第六百十条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第六百十条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第六百九条第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第五十四条の六十の見出し中「第六百八十八条第六項」を「第六百八十八条第七項」に改め、同条中「第六百八十八条第六項に規定する納入申告書の提出期限」を「第六百八十八条第七項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第六百八十八条第六項」を「第六百八十八条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第五十四条の六十一を次のように改める。

（市町村法定外普通税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第五十四条の六十一　法第六百八十九条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第六百八十九条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額又は税額に相当する金額を、法第六百八十八条第一項に規定する対象不足金額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第五十六条の十二の見出し中「第七百一条の十二第六項」を「第七百一条の十二第七項」に改め、同条中「第七百一条の十二第六項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七百一条の十二第七項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百一条の十二第六項」を「第七百一条の十二第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第五十六条の十三を次のように改める。

（入湯税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第五十六条の十三　法第七百一条の十三第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七百一条の十三第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、法第七百一条の十二第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第五十六条の二十一第一項を次のように改める。

法第七百一条の三十二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　法第七百一条の三十二第二項に規定する特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者（以下この項において「判定対象者」という。）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹

二　前号に掲げる者以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの

三　前二号に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの

四　判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）及びその者と前三号のいずれかに該当する関係がある個人

五　判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前各号のいずれかに該当する関係がある個人

六　判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

七　判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員（これらの者と第一号から第四号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

第五十六条の二十六第一項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第五十六条の三十及び第五十六条の三十一を次のように改める。

第五十六条の三十及び第五十六条の三十一　削除

第五十六条の三十二中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

第五十六条の三十四第一項中「第二条第一項第二号」を「（平成十六年政令第百八十二号）第三条第一項第二号」に改める。

第五十六条の八十の見出し中「第七百一条の六十一第六項」を「第七百一条の六十一第七項」に改め、同条中「第七百一条の六十一第六項に規定する申告書の提出期限」を「第七百一条の六十一第七項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百一条の六十一第六項」を「第七百一条の六十一第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第五十六条の八十一を次のように改める。

（事業所税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第五十六条の八十一　法第七百一条の六十二第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七百一条の六十二第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第七百一条の六十一第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第五十六条の八十八の二第一項中「五十二万円」を「五十四万円」に改め、同条第二項中「十七万円」を「十九万円」に改める。

第五十六条の八十九第一項中「四十七万円」を「四十八万円」に、「二十六万五千円」に改め、同条第二項第二号ロ中「二十六万円」を「二十六万五千円」に改め、同号ハ中「四十七万円」を「四十八万円」に改める。

第五十六条の九十の見出し中「第七百二十一条第六項」を「第七百二十一条第七項」に改め、同条中「第七百二十一条第六項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七百二十一条第七項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百二十一条第六項」を「第七百二十一条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第五十六条の九十の二を次のように改める。

（水利地益税等の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第五十六条の九十の二　法第七百二十二条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七百二十二条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、法第七百二十一条第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。